

法科大学院履修要項

教育課程表

科目群	授業科目	領域	授業形態	単位	学年	必修・選択	提供単位	要件単位
法律基本科目群	憲法1	公法領域	講義	2	1	必修		
	憲法2	公法領域	講義	2	1	必修		
	行政法	公法領域	講義	2	1	必修		
	刑法1	刑事法領域	講義	2	1	必修		
	刑法2	刑事法領域	講義	2	1	必修		
	刑法3	刑事法領域	講義	2	2	必修		
	刑事訴訟法	刑事法領域	講義	4	2	必修		
	取引法1	民事法領域	講義	4	1	必修		
	取引法2	民事法領域	講義	4	1	必修		
	不法行為法	民事法領域	講義	2	1	必修		
	家族法	民事法領域	講義	2	1	必修		
	商法	民事法領域	講義	4	1	必修		
	民事訴訟法	民事法領域	講義	4	1	必修		
	公法総合演習1	公法領域	演習	2	2	必修		
	公法総合演習2	公法領域	演習	2	2	必修		
	刑事法総合演習1	刑事法領域	演習	2	2	必修		
	刑事法総合演習2	刑事法領域	演習	2	3	必修		
	民事法総合演習1	民事法領域	演習	4	2	必修		
	民事法総合演習2	民事法領域	演習	2	3	必修		
	民事法総合演習3	民事法領域	演習	2	3	必修		
	民事法総合演習4	民事法領域	演習	4	3	必修		
公法総合演習3	公法領域	演習	2	3	選択			
刑事法総合演習3	刑事法領域	演習	2	3	選択			
公法総合演習4	公法領域	講義	2	3	選択			
手形法小切手法	民事法領域	講義	2	2・3	選択			
計							64	56
実務基礎科目群	法情報調査	実務基礎領域	講義	1	1	必修		
	要件事実と事実認定の基礎	実務基礎領域(民事法系)	講義	2	2	必修		
	法曹倫理	実務基礎領域	講義	2	3	必修		
	民事模擬裁判	実務基礎領域(民事法系)	演習	2	2・3	選択必修		
	企業法務	実務基礎領域	演習	2	2・3	選択必修		
	刑事訴訟実務の基礎	実務基礎領域(刑事法系)	演習	2	3	必修		
	民事弁護実務の基礎	実務基礎領域(民事法系)	演習	2	2・3	選択必修		
	法実務研修(エクスターンシップ)(短期)	実務基礎領域	実習	1	2・3	選択必修		
	法実務研修(エクスターンシップ)(長期)	実務基礎領域	実習	2	2・3	選択必修		
	弁護士の民事責任	実務基礎領域	講義	2	2・3	選択必修		
	現代弁護士論	実務基礎領域	講義	2	2・3	選択必修		
	法実務文書の作成	実務基礎領域	講義	2	2・3	選択必修		
	弁護士の将来像	実務基礎領域	講義	2	2・3	選択必修		
計							24	11以上
隣接法学群	法社会学	基礎法・隣接領域	講義	2	2・3	選択必修		
	法史学	基礎法・隣接領域	講義	2	2・3	選択必修		
	法医学	基礎法・隣接領域	講義	2	2・3	選択必修		
	外国法(ドイツ法)	基礎法・隣接領域	講義	2	2・3	選択必修		
	外国法(英米法)	基礎法・隣接領域	講義	2	2・3	選択必修		
計							10	4以上
展開・先端科目群	知的財産法	公法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	特許権侵害訴訟の実務	公法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	著作権法	公法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	インターネットの法律実務	民事法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	コンピュータ犯罪	刑事法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	医療と法	民事法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	金融業務と法	民事法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	環境と法	公法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	住宅問題と法	民事法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	雇用と法	公法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	労働紛争処理	公法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	経済法の基礎	公法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	経済法の実務	公法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	企業コンプライアンス	民事法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	債権回収法	民事法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	税制と法	公法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	国際私法	民事法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	国際取引法	民事法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	倒産処理法(清算型)	民事法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	倒産処理法(再建型)	民事法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	企業犯罪とコンプライアンス	刑事法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	刑事政策	刑事法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	企業会計	民事法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	租税争訟	公法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	国際民事手続法	民事法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	ジェンダーと法	民事法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	登記と法	民事法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	地方自治法	公法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	行政訴訟実務論	公法領域	講義	2	2・3	選択必修		
	情報法	公法領域	講義	2	2・3	選択必修		
裁判員裁判と法制度	刑事法領域	講義	2	2・3	選択必修			
会社関係訴訟論	民事法領域	講義	2	2・3	選択必修			
国際刑事司法	刑事法領域	講義	2	2・3	選択必修			
計							66	18以上
合 計							164	93以上

教育課程モデル学年進行表

学 期	授 業 科 目	単 位	必修・選択	
1 年 次	憲法1	2	必修	
	憲法2	2	必修	
	刑法1	2	必修	
	取引法1	4	必修	
	家族法	2	必修	
	不法行為法	2	必修	
	刑法2	2	必修	
	取引法2	4	必修	
	商法	4	必修	
	行政法	2	必修	
	民事訴訟法	4	必修	
	法情報調査	1	必修	
	2 年 次	刑法3	2	必修
		公法総合演習1	2	必修
刑事訴訟法		4	必修	
公法総合演習2		2	必修	
刑事法総合演習1		2	必修	
民事法総合演習1		4	必修	
要件事実と事実認定の基礎		2	必修	
法社会学		2	選択必修	
法史学		2	選択必修	
債権回収法		2	選択必修	
住宅問題と法		2	選択必修	
環境と法		2	選択必修	
民事模擬裁判		2	選択必修	
企業法務		2	選択必修	
民事弁護実務の基礎		2	選択必修	
法医学		2	選択必修	
外国法(ドイツ法)		2	選択必修	
外国法(英米法)		2	選択必修	
知的財産法		2	選択必修	
雇用と法		2	選択必修	
国際私法		2	選択必修	
経済法の基礎		2	選択必修	
税制と法		2	選択必修	
倒産処理法(清算型)		2	選択必修	
国際民事手続法		2	選択必修	
法実務研修(エクスターンシップ)(短期)		1	選択必修	
法実務研修(エクスターンシップ)(長期)		2	選択必修	
弁護士の民事責任		2	選択必修	
手形法小切手法		2	選択	
現代弁護士論		2	選択必修	
地方自治法		2	選択必修	
会社関係訴訟論		2	選択必修	
3 年 次	刑事法総合演習2	2	必修	
	民事法総合演習2	2	必修	
	民事法総合演習3	2	必修	
	法曹倫理	2	必修	
	民事法総合演習4	4	必修	
	刑事訴訟実務の基礎	2	必修	
	法実務文書の作成	2	選択必修	
	弁護士の将来像	2	選択必修	
	インターネットの法律実務	2	選択必修	
	金融業務と法	2	選択必修	
	医療と法	2	選択必修	
	企業コンプライアンス	2	選択必修	
	企業会計	2	選択必修	
	租税争訟	2	選択必修	
	特許権侵害訴訟の実務	2	選択必修	
	著作権法	2	選択必修	
	コンピュータ犯罪	2	選択必修	
	労働紛争処理	2	選択必修	
	経済法の実務	2	選択必修	
	国際取引法	2	選択必修	
	倒産処理法(再建型)	2	選択必修	
	企業犯罪とコンプライアンス	2	選択必修	
	刑事政策	2	選択必修	
	ジェンダーと法	2	選択必修	
	登記と法	2	選択必修	
	公法総合演習3	2	選択	
	刑事法総合演習3	2	選択	
	公法総合演習4	2	選択	
行政訴訟実務論	2	選択必修		
情報法	2	選択必修		
裁判員裁判と法制度	2	選択必修		
国際刑事司法	2	選択必修		
	提供単位数		164	
	修了要件単位数		93	

教育課程モデル学年進行表(長期在学コース)

学 期	授 業 科 目	単 位	必修・選択
1 年次	憲法1	2	必修
	憲法2	2	必修
	刑法1	2	必修
	取引法1	4	必修
	刑法2	2	必修
	民事訴訟法	4	必修
2 年次	法情報調査	1	必修
	刑法3	2	必修
	不法行為法	2	必修
	家族法	2	必修
	行政法	2	必修
	取引法2	4	必修
	商法	4	必修
	法社会学	2	選択必修
	法史学	2	選択必修
	企業法務	2	選択必修
3 年次	刑事訴訟法	4	必修
	公法総合演習1	2	必修
	公法総合演習2	2	必修
	要件事実と事実認定の基礎	2	必修
	刑事法総合演習1	2	必修
	民事法総合演習1	4	必修
	知的財産法	2	選択必修
	法実務研修(エクスターンシップ)(短期)	1	選択必修
	法実務研修(エクスターンシップ)(長期)	2	選択必修
	弁護士の民事責任	2	選択必修
	手形法小切手法	2	選択
	現代弁護士論	2	選択必修
	地方自治法	2	選択必修
	会社関係訴訟論	2	選択必修
4 年次	刑事法総合演習2	2	必修
	民事法総合演習2	2	必修
	民事法総合演習3	2	必修
	法曹倫理	2	必修
	刑事訴訟実務の基礎	2	必修
	民事法総合演習4	4	必修
	環境と法	2	選択必修
	住宅問題と法	2	選択必修
	債権回収法	2	選択必修
	法医学	2	選択必修
	経済法の基礎	2	選択必修
	著作権法	2	選択必修
	コンピュータ犯罪	2	選択必修
	雇用と法	2	選択必修
	国際私法	2	選択必修
	倒産処理法(清算型)	2	選択必修
	倒産処理法(再建型)	2	選択必修
	税制と法	2	選択必修
	外国法(英米法)	2	選択必修
	民事弁護実務の基礎	2	選択必修
公法総合演習4	2	選択	
5 年次	法実務文書の作成	2	選択必修
	弁護士の将来像	2	選択必修
	インターネットの法律実務	2	選択必修
	医療と法	2	選択必修
	金融業務と法	2	選択必修
	特許権侵害訴訟の実務	2	選択必修
	企業コンプライアンス	2	選択必修
	企業会計	2	選択必修
	外国法(ドイツ法)	2	選択必修
	民事模擬裁判	2	選択必修
	労働紛争処理	2	選択必修
	経済法の実務	2	選択必修
	国際取引法	2	選択必修
	国際民事手続法	2	選択必修
	企業犯罪とコンプライアンス	2	選択必修
	刑事政策	2	選択必修
	租税争訟	2	選択必修
	ジェンダーと法	2	選択必修
	登記と法	2	選択必修
	公法総合演習3	2	選択
	刑事法総合演習3	2	選択
	行政訴訟実務論	2	選択必修
	情報法	2	選択必修
裁判員裁判と法制度	2	選択必修	
国際刑事司法	2	選択必修	
	提供単位数		164
	修了要件単位数		93

I 学修の指針

1 新しい教育課程(カリキュラム)の考え方

本学法科大学院では、いわゆる法学既修者であるか未修者であるかを区別しないで、一律3年とする教育課程を編成しています。

本学法科大学院の理念に基づいて、実務法曹養成に特化した法学教育を行う専門職大学院である法科大学院に求められている教育を一貫させ、徹底するためには、全員に一律3年の体系的な教育課程のもとで「基礎から応用、そして展開へ」という履修目標を設定し、これを着実に達成させなければならないと考えたからです。従って、本学法科大学院における法学教育のあり方としては、いわゆる法学未修者を基本としながらも、3年間で実務法曹に必要な法知識と応用力を身に付けることができるような教育課程を策定することとしています。なお、本法科大学院の学修内容・目標は、「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」に準拠しています。

(1) 1年次の履修目標 「基礎を固める」

1年次に配当される科目には、法律基本科目群から講義科目11科目と、実務基礎科目群から1科目(法情報調査)があります。これらはすべて必修科目です。これらの科目を履修することによって、まずもって十分に法律学の基礎を固めること、基礎的な法律知識を確実に理解し、定着させることが、1年次における履修目標であるということです。

(2) 2年次の履修目標 「基礎を固めながら、応用する」

2年次では、引き続き基礎を固めながらも、1年次で学修した法律知識を応用できるようになることを目指して、法律基本科目群のうちの演習科目を中心に履修することになります。ほかにも、実務基礎科目群から1科目(要件事実と事実認定の基礎)の必修科目があり、基礎法学・隣接科目群や展開・先端科目群の科目があります。確かな応用を可能にするための基盤となるべき豊かな土壌を育むため、基礎法学・隣接科目群の科目も履修しますし、いくつかは展開・先端科目群の科目を履修することができます。

(3) 3年次の履修目標 「応用しつつ、展開する」

3年次では、法律基本科目群から演習科目3科目、実務基礎科目群から2科目(法曹倫理、刑事訴訟実務の基礎)を必修科目として、履修しなければなりません。それ以外はすべて選択科目ないし選択必修科目となっています。これは、これまでに学修した法律学の基礎と応用を踏まえて、各自の興味や関心に応じて、自由度の高い学修を確保し、自在に展開することを期待しているからです。

2 科目群の特色

本学法科大学院では、法理論教育を中心としつつも、実務教育の導入部分をも併せて行うこととしています。すなわち、「理論と実務との架橋」を意識して、法曹養成に特化した法学教育を行うとの法科大学院の理念ないし制度趣旨を実現すべく、体系的な教育課程を編成しているということです。

具体的には、以下のように、授業科目を4つの科目群に分けて、それぞれの科目群ごとに理解すべき目標を掲げ、修得すべき単位数を定めています。

(1) 法律基本科目群

公法系、刑事法系および民事法系の3分野に分かれ、ごく基本的な法理論の修得を目標として置かれた科目群です。ここでの25科目のうち、21科目(56単位)が必修科目、選択科目が4科目(8単位)です。

(2) 実務基礎科目群

実務教育の導入として、実務との架橋をとりわけ強く意識して置かれた科目群です。4科目(「法情報調査」「要件事実と事実認定の基礎」「法曹倫理」「刑事訴訟実務の基礎」)の7単位が必修科目、9科目(17単位)が選択必修科目で、修了認定のためには、合計で11単位以上を修得する必要があります。

(3) 基礎法学・隣接科目群

日本の現行実定法の解釈に幅と奥行きを与えるための科目群です。ここには、すべて選択必修科目で5科目(10単位)置かれていますが、修了認定のためには、合計で4単位以上を修得する必要があります。

(4) 展開・先端科目群

法律基本科目をさらに展開させ、その先端にある法状況について理解し、問題解決の方向を探ることを目標とした科目群です。すべて選択必修科目で33科目(66単位)がありますが、修了認定のためには、合計で18単位以上を修得しなければなりません。

3 セメスター制

本学法科大学院では、セメスター制をとっています。セメスター制のもとでは、各年次の前期・後期ごとに履修ができるように、カリキュラムが構成されていますから、3年間で修了する場合、全部で6学期を使って必要な単位を修得することになります。

このセメスター制は、段階的に学修を組み立てて、長期休業期間などによって授業が中断されることなく、集中的な学修効果を得ることができるよう配慮したものです。例えば、1年間で36単位を修得しようとする場合、通年制によるカリキュラムのもとでは、1科目4単位とすると9科目を併行して履修しなければなりません。しかし、法学は積み重ねの学問ですから、こうした同時併行の学修は非効率的なものとなって学修効果を期待しにくく、また、夏期休業をはさむために持続的で集中的な学修を困難にするなどの問題があります。これに対して、セメスター制によるカリキュラムのもとでは、前期で5科目、後期で4科目を履修することができるようになって、「基礎から応用、そして展開へ」という各年次における履修目標を、前期・後期の授業科目配当において、より細やかに実現できることになるわけです。

従って、セメスター制の趣旨を理解したうえで、段階的な履修計画を立て、その達成度を学期ごとに確かめながら、柔軟かつ確実に履修していくことが必要です。

4 オフィス・アワー

オフィス・アワーとは、専任教員が、一定の日時・場所で、学生の皆さんと直接に対応し、学修生活上の問題の相談に応じるという制度をいいます。

本学法科大学院専任教員の担当時間や場所など詳細については、掲示板にする掲示などをもって通知します。

5 教育助手

本学法科大学院には、学修生活上の便宜と向上を図るために、教育助手がいます。

教育助手は、例えば、履修するうえでの悩みや疑問、学修に必要な判例や文献・資料の検索方法、成績不振の改善策など、学修生活上の問題を解消することができるように、学生の皆さんのよき相談相手となることをその役割とするものです。

教育助手が学生の皆さんからの相談などを受けることができる時間帯など詳細については、掲示板にする掲示などをもって通知します。

6 学生による授業評価

本学法科大学院では、学生による授業評価を実施し、授業改善に役立てることとしています。授業終了後、授業ごとに項目に従って自由に評価し、提出してください。授業評価は無記名で行いますので、授業評価の内容が評価した学生の成績に影響を及ぼすことは一切ありません。

7 サイバー・キャンパス

本学法科大学院では、キャンパス内の情報環境を整備し、ITを最大限に活用した教育方法を取り入れることにしています。

まず、法情報検索室を設置し、法令、判例、雑誌論文など各種の法情報を検索できるようにしています。これらのデータベースは、インターネットを通じて自宅など大学外からも利用できます。

このほか、本学では横浜キャンパスや東京キャンパスのみならず、自宅や勤務先などでもアクセスすることのできる本学専用の Web サイトを構築し、法科大学院の授業を支援しています。たとえばシラバスの事前公開、レジュメや資料など講義内容の詳細提示、講義前後の掲示板(会議室)でのディスカッション、レポートの提出などの機能を備え、インターネットを通じて大学内外を問わず、事前学習・事後学習を可能にしています。

8 掲示板・本学法科大学院の Web ページ

(1) 学生に対する周知方法

本学法科大学院では、学修上、周知徹底を要する事項については、掲示板にする掲示をもって通知します。また、本学法科大学院の Web ページでも通知します。

本学法科大学院では、これらの通知をもって、学生に周知したものとみなします。従って、登校したときには必ず掲示板を見たり、または、本学法科大学院の Web ページを随時参照するなどして、新しい情報が掲示されていないかどうか、確認をしてください。

なお、法科大学院事務室への電話による問合せには、間違いや誤解が生じるおそれがあるので、一切応じられません。通知の内容について質問などがあるときは、直接、法科大学院事務室など窓口で確認してください。

(2) 本学法科大学院の Web ページ

本学法科大学院は、専用の Web ページを公開しています。このページは、本学法科大学院から外部に向けて発信された情報のほか、授業連絡や休講情報などの学内情報を参照したり、履修登録をすることができます。

ただし、この本学法科大学院の Web ページで学内情報を参照し、履修登録をするには、学生個人のIDとパスワードが必要です。これらについては、別冊【履修登録の手引き】を配布して、個人別に通知しますから、他人に知られないよう十分注意してください。

本学法科大学院の Web ページ等のアドレスは、次のとおりです。

①学内情報ページ <http://is.toin.ac.jp/xoops/>

②桐蔭横浜大学スマートキャンパス <https://syllabus.toin.ac.jp>

II 教育課程および履修方法

1 単位制

本学法科大学院では、単位制を採用しています。これは、各授業科目について、一定の方式に従って履修し、所定の試験に合格することにより、各科目に与えられている単位を修得する制度のことです。本学法科大学院では、以下のように、各科目についての単位数を決めています。

(1) 講義・演習科目

原則として、1回90分とし、15回に相当する時間数の授業に対して、2単位が与えられます。なお、教室外での事前学習・事後学習の時間として、1回の授業あたり、少なくとも授業時間のほかに2倍の時間が必要とされています。

(2) 実習科目

原則として、1回90分とし、15回に相当する時間数の授業に対して、1単位が与えられます。

2 修了認定

本学法科大学院に3年以上(最長在学年限内)在学し、かつ、修了要件を満たした者には、「法務博士(専門職)」の学位が授与され、学位記が与えられます。

ただし、長期在学コースの学生については、5年以上(最長在学年限内)在学し、かつ、修了要件を満たした者とします。

(1) 修了要件

修了要件は、93単位以上を修得し、かつ、累計GPA1.8以上であることです。ただし、修得単位数については、必修または選択必修の別に、科目群ごとの要件単位数を充足していなければなりません。

(2) 科目群ごとの要件単位数

科目群ごとの要件単位数は、次のとおりです。

科目群	要件単位	必修科目・選択科目の別
法律基本科目群	56単位以上	必修科目56単位の他、選択科目8単位の履修が可能
実務基礎科目群	11単位以上	必修科目7単位と選択必修科目4単位以上
基礎法学・隣接科目群	4単位以上	すべて選択必修科目
展開・先端科目群	18単位以上	すべて選択必修科目

(3) 修了要件を満たさなかった場合の措置

3年次終了時(長期在学コースは5年次終了時)に修了要件を満たさなかった場合、その状況に応じて、次年次以降(最長在学年限内)、次のような措置をとることが認められます。

- (a) 未履修科目について、履修をすること
- (b) 履修したけれども不合格となった科目について、再履修をすること
- (c) 成績評価がCであった科目について、特別再履修をすること

3 履修手続(履修登録)

(1) 履修登録の方法

学期ごとに、履修しようとする科目について、指定された期日までに履修登録をしてください。履修登録をし

なかった科目については、試験を受験することはできませんし、その科目について成績評価と単位認定を受けることもできません。履修登録をすべき期間は、原則として、授業開始後1週間以内とします。詳細については、掲示板にする掲示などをもって通知します。

履修登録は、本学法科大学院の Web ページから、オンラインで行います。その方法は、別冊【履修登録の手引き】を参照してください。

なお、インターネット履修登録とは別に、第1回の授業で、座席表に学籍番号と氏名を記入してもらいます。これは、座席を固定するためのものですから、座席表に氏名などを記入したからといって、履修登録したことにはなりません。第1回の授業に正当な理由がないのに欠席した時は、履修は認められません。必ず第1回の授業で、座席表に氏名などを記入した上、インターネット履修登録を行ってください。

(2) 指定された期日までに履修登録がなかった場合の措置

指定された期日までに履修登録がなかった場合は、その学期の履修を放棄したものとみなします。

(3) 履修登録の取消

履修登録期間経過後は、履修登録を取消することはできません。十分注意してください。

(4) 履修科目(時間割)の組み方

(a) クラス指定がされた科目については、指定されたとおり、履修登録をしてください。

(b) クラス指定がされていない科目については、その学期に履修しようとする科目を自由に選択して、履修登録をすることができます。ただし、当該年次より上級年次に配当されている科目については、履修登録をすることはできません。

4 授業科目の履修方法

(1) 履修登録できる単位数の制限

本学法科大学院では、無理な履修をすることなく、着実に目標を達成してもらうために、学年ごとに履修登録をすることができる単位数に制限を設けています。いうまでもなく、この単位数には集中授業科目を含みます。

(a) 1年次で履修登録できる単位数は、31 単位を上限とします。

(b) 2年次で履修登録できる単位数は、36 単位を上限とします。

(c) 3年次で履修登録できる単位数は、44 単位を上限とします。

なお、長期在学コースの学生についても、これに準じます。

(2) 履修キャンパスについて

履修するキャンパスの制限はありません。出願時に横浜キャンパス・東京キャンパスのいずれを選択したかにかかわらず、横浜・東京キャンパスどちらの講義科目も自由に履修することができます(他キャンパスの授業の履修登録については、58 頁「3キャンパス区分」参照)。

ただし、演習科目については、クラス指定がされることがあります。その場合には、掲示板にする掲示などをもって通知します。

(3) 実習科目についてのクラス指定

実務基礎科目群のうち実習科目である「法実務研修(エクスターンシップ)」については、クラス指定がされます。

1つの法律事務所2名までに制限され、クラス(研修を受ける法律事務所)は、学生の希望を聴いたうえで、指定されます。

なお、応募手続や履修登録方法・期間などの詳細については、掲示板にする掲示などをもって通知する。

5 成績不良学生に対する注意

(1) 注意の基準

当該学期までの修得単位数と累計 GPA により、成績不良と認められた学生に対しては、書面による告知をもって、注意をします。

ただし、長期在学コースの学生については、成績不良を理由とした注意はしません。成績不良と認める基準のうち、修得単位数については、各学期の修得予定単位数を勘案して、以下のとおりとし、累計 GPA については、1.8 未満とします。

事 項		1年次	2年次	3年次
注意基準	前期末	11単位未満	33単位未満	70単位未満
	後期末	23単位未満	53単位未満	—

(2) 退学勧告

成績が劣悪で改善の見込みのない学生に対しては、退学を勧告することがあります。

6 進級制限(留年)

本学法科大学院では、1年次から2年次に進級するにあたって進級制限を行います。進級条件を満たさないときは、原級に留置され、2年次に進級することができません(留年)。

ただし、長期在学コースの学生については、進級制限は適用されません。

(1) 進級条件

進級条件は、1年次終了時における修得単位数が17単位以上で、かつ、累計 GPA1.7以上であることです。

(2) 進級条件を満たさなかった場合の措置

1年次に進級条件を満たさなかった場合、その状況に応じて、次のような措置をとることが認められます。

- (a) 未履修科目について、履修をすること
- (b) 履修したけれども不合格となった科目について、再履修をすること
- (c) 成績評価がCであった科目について、特別再履修をすること

7 再履修

履修したけれども不合格となった科目については、次年次以降に、再履修をすることができます。ただし、当該年次において履修登録をすることのできる単位数の上限を超えることはできません。また、時間割で、再履修をしようとする科目と、正規の年次で履修すべき科目が重複している場合は、下級の年次で履修すべき科目(再履修をしようとする科目)を優先して履修しなければなりません。

再履修をするには、再履修願(備付けの書式による)を提出して、履修登録をしてください。

8 特別再履修

累計 GPA1.8 未満であったために修了要件を満たさなかった場合、または累計 GPA1.7 未満であったために進級条件を満たさなかった場合、すでに履修して合格してはいるけれども、成績評価が C であった科目について、特別再履修をすることができます。

特別再履修をした科目について改めて合格と認められた場合、GPA を算定する関係では、その基準値を 2.0 とみなします。ただし、その科目の成績評価は C のままであり、変更はされません。

特別再履修をするには、特別再履修願(備付けの書式による)を添えて、履修登録をしてください。

9 単位互換

本学法科大学院が、教育上有益と認めるときは、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で、本学法科大学院における実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群および展開・先端科目群の授業科目の履修により修得したものとみなすことができます。これを、単位互換とよびます。

単位互換の対象となるのは、原則として、本学大学院法学研究科修士課程で開講される基礎法学分野の授業科目とします。単位互換の対象となる授業科目の内容など詳細については、掲示板にする掲示などをもって通知します。なお、単位互換の制度は、学生が外国の大学院に留学する場合および外国の大学院が行う通信教育における授業科目をわが国において履修する場合について、準用します。

単位互換の制度を利用しようとする学生は、法科大学院事務室に申し出てください。

10 単位認定

本学法科大学院が、教育上有益と認めるときは、本学法科大学院に入学する前に大学院において履修した単位を、本学法科大学院に入学した後の本学法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができます。これを、単位認定とよびます。

大学院法学研究科修士課程修了者については、修士課程で履修し修得した単位、専攻(または研究分野)および修士論文(または特定課題研究の成果)の論題・内容などを勘案して、これらに相当する本学法科大学院において開講する授業科目につき、30 単位を超えない範囲で、個別に、単位認定をします。ただし、法律基本科目群のうち演習科目は、単位認定の対象となる科目から除き、実務基礎科目群については、原則として「法情報調査」を単位認定の対象科目とします。

他の法科大学院からの転入学学生については、他の法科大学院で履修し修得した単位・内容などを勘案して、これらに相当する本学法科大学院において開講する授業科目につき、67 単位を超えない範囲で、個別に、単位認定をします。

なお、入学前の既修得単位を認定できる単位数は、単位互換による単位数と合わせて、30 単位を超えることができません。ただし、転入学の場合は、67 単位を超えることができません。

単位認定を受けようとする学生は、入学後速やかに(どんなに遅くとも 4 月末日までに)法科大学院事務室に申し出てください。

11 科目の分割、新設および名称変更にもなう経過措置

(1) 有価証券と法

「有価証券と法」(2 単位)の名称が「手形小切手法」(2 単位)に変更され、展開・先端科目群から法律基本科目群の選択科目となりました。従って、旧「有価証券と法」を履修済みの場合は、「手形小切手法」を履修することはできません。また、平成 24 年度以前に入学または転入学した学生は、「手形小切手法」を履修しても、従前の展開・先端科目群の「有価証券と法」に読み替えます。

(2) 行政手続と法

「行政手続と法」(2 単位)の名称が「公法総合演習 4」(2 単位)に変更され、展開・先端科目群から法律基本科目群の選択科目となりました。従って、旧「行政手続と法」を履修済みの場合は、「公法総合演習 4」を履修することはできません。また、平成 24 年度以前に入学または転入学した学生は、「公法総合演習 4」を履修しても、従前の展開・先端科目群の「行政手続と法」に読み替えます。

(3) 法律文書作成

「法律文書作成」(2 単位)の名称が「法実務文書の作成」(2 単位)に変更されました。従って、旧「法律文書作成」を履修済みの場合は、「法実務文書の作成」を履修することはできません。また、平成 27 年度以前に入学または転入学した学生は、「法実務文書の作成」を履修しても、従前の「法律文書作成」に読み替えます。

(4) 特許権侵害と紛争処理

「特許権侵害と紛争処理」(2 単位)の名称が「特許権侵害訴訟の実務」(2 単位)に変更されました。従って、旧「特許権侵害と紛争処理」を履修済みの場合は、「特許権侵害訴訟の実務」を履修することはできません。また、平成 27 年度以前に入学または転入学した学生は、「特許権侵害と紛争処理」を履修しても、従前の「特許権侵害訴訟の実務」に読み替えます。

(5) 著作・商標とその管理

「著作・商標とその管理」(2 単位)の名称が「著作権法」(2 単位)に変更されました。従って、旧「著作・商標とその管理」を履修済みの場合は、「著作権法」を履修することはできません。また、平成 27 年度以前に入学または転入学した学生は、「著作権法」を履修しても、従前の「著作・商標とその管理」に読み替えます。

(6) 電子商取引と法

「電子商取引と法」(2 単位)の名称が「インターネットの法律実務」(2 単位)に変更されました。従って、旧「電子商取引と法」を履修済みの場合は、「インターネットの法律実務」を履修することはできません。また、平成 27 年度以前に入学または転入学した学生は、「インターネットの法律実務」を履修しても、従前の「電子商取引と法」に読み替えます。

(7) 企業における法令順守

「企業における法令順守」(2 単位)の名称が「企業コンプライアンス」(2 単位)に変更されました。従って、旧「企業における法令順守」を履修済みの場合は、「企業コンプライアンス」を履修することはできません。また、平成 27 年度以前に入学または転入学した学生は、「企業コンプライアンス」を履修しても、従前の「企業における法令順守」に読み替えます。

(8) 債権回収と担保

「債権回収と担保」(2 単位)の名称が「債権回収法」(2 単位)に変更されました。従って、旧「債権回収と担保」を履修済みの場合は、「債権回収法」を履修することはできません。また、平成 27 年度以前に入学または転入学した学生は、「債権回収法」を履修しても、従前の「債権回収と担保」に読み替えます。

(9) 経済刑法

「経済刑法」(2 単位)の名称が「企業犯罪とコンプライアンス」(2 単位)に変更されました。従って、旧「経済刑法」を履修済みの場合は、「企業犯罪とコンプライアンス」を履修することはできません。また、平成 27 年度以前に入学または転入学した学生は、「企業犯罪とコンプライアンス」を履修しても、従前の「経済刑法」に読み替えます。

(参考)授業科目の読替・対照表

旧科目名	単位数	新科目名	単位数
有価証券と法	2	手形小切手法	2
行政手続と法	2	公法総合演習 4	2
法律文書作成	2	法実務文書の作成	2
特許権侵害と紛争処理	2	特許権侵害訴訟の実務	2
著作・商標とその管理	2	著作権法	2
電子商取引と法	2	インターネットの法律実務	2
企業における法令順守	2	企業コンプライアンス	2
債権回収と担保	2	債権回収法	2
経済刑法	2	企業犯罪とコンプライアンス	2

Ⅲ 授業

1 授業時間割

前期・後期に行う授業科目については、授業時間割表をもって通知するとともに、年間を通じて掲示板に掲示します。また、休業期間に行う集中授業科目については、学年暦をもって開講期間を通知します。

事情により、授業時間割に変更があるとき、または、臨時に教室変更があるときなどは、掲示板にする掲示などをもって通知します。

2 授業時間

昼間の時間帯を1時限から4時限まで、夜間の時間帯を5時限・6時限とし、1時限あたり、90分の授業を行います。横浜キャンパスでは、月曜日から土曜日の昼間の時間帯に授業を行います。東京キャンパスでは、月曜日から金曜日までの夜間の時間帯及び土曜日の昼間の時間帯に授業を行います。

時 限	授 業 時 間
1	9:30～11:00
2	11:10～12:40
3	13:30～15:00
4	15:10～16:40
5	19:00～20:30
6	20:40～22:10

3 キャンパス区分

横浜キャンパス、東京キャンパスの選択は出願時に行い、以後の変更は認められません。

出願時に、横浜・東京キャンパスのいずれを選択していても、他キャンパスの授業を履修することができます(54頁「4授業科目の履修方法」(2)参照)。他キャンパスでの履修が可能な科目は、必修・選択必修・選択科目の別を問いません。他キャンパスの授業を履修登録するには、履修登録期間内に別途事務室に申し出てください。学期途中での他キャンパスでの履修登録の変更はできません。

4 集中授業

本学法科大学院では、前期・後期の通常授業のほか、集中授業として、前期集中授業を夏期休業期間(8月ないし9月)に、後期集中授業を春期休業期間(2月ないし3月)に行います。

集中授業科目の開講期間については、学年暦をもって通知します。また、開講日程、履修登録・方法および期限については、掲示板にする掲示などをもって通知します。

5 休講・補講

休講の場合は、掲示板にする掲示などをもって通知します。休講となった場合、必要な授業回数を確保するために、補講を行います。補講の実施日・時限については、別途、掲示板にする掲示などをもって通知しますが、休講通知と同時に、補講通知もされることがありますから、十分注意してください。

IV 試験および成績

1 期末試験

(1) 試験期間・試験日

前期末および後期末に、一定の試験期間を設けて、期末試験を行います。試験期間は、学年暦に示してあるとおりです。試験の実施日・時限は、原則として、選択科目については、試験期間内の授業開講曜日・時限に相当する曜日・時限、また、必修科目については、試験期間内の土曜日とします。

なお、期末試験を行う授業科目、試験日程・時限などの詳細については、試験期間の1週間前までに、掲示板にする掲示などをもって通知します。

(2) 試験実施キャンパス・試験室

試験を実施するキャンパスは、原則として、選択科目については、それぞれ授業を受けているキャンパス、また、必修科目については、授業を受けているキャンパスにかかわらず、すべて本部キャンパスとします。

なお、試験室は、試験日程などとともに、掲示板にする掲示などをもって通知します。

(3) 期末試験の方法

期末試験は、筆記試験ないし実技試験によって行います。

ただし、授業科目によっては、期末試験に代えて、または、これと合わせて、レポートなどの提出を求め、もしくは、授業時間内で臨時試験や口述試験を行うことがあります。それぞれの試験方法については、授業科目担当教員の指示に従ってください。

(4) 受験資格

各学期の始めに履修登録した授業科目にかぎって、受験することができます。履修登録していない授業科目については、受験しても無効であり、その単位が認定されることはありません。

ただし、当該学期の学費等を納入していなければ、受験することはできません。また、休学または停学期間中も、受験することができません。

(5) 受験にあたっての注意事項

試験室では、本学法科大学院試験規則、授業担当教員からの試験に関する事前の注意および試験監督者の指示に従って受験しなければなりません。これらの規則、注意または指示に従わないときは、本学法科大学院学則によって処分の対象となることがありますから、十分に注意してください。

(6) 試験答案の返却

期末試験の答案を返却いたします。担当教員が桐蔭スマートキャンパス上に掲載する当該科目の「出題の趣旨」等を参考に、復習およびその後の学修に役立てて下さい。返却時期は期末試験終了後概ね1週間後を予定していますが、詳細な返却時期および方法については桐蔭スマートキャンパス上で、または掲示板にする掲示などにより通知します。

2 追試験

疾病その他やむを得ない理由により期末試験を受験できなかった者は、授業科目担当教員の許可を受けて、追試験を受験することができます。

(1) 受験資格

追試験を受験できるのは、次の場合に該当し、かつ、授業科目担当教員が許可した者にかぎります。

- (a) 疾病の場合
- (b) 不慮の事故および災害の場合
- (c) 二親等内の親族の死亡の場合

(d) その他やむを得ない理由があると認められる場合

(2) 追試験期日

追試験は、期末試験終了後に行います。追試験を受験するための手続期間、実施期日などの詳細は、掲示板にする掲示などをもって通知します。

(3) 受験手続

追試験の受験を希望する者は、1科目につき追試験受験料2,000円を支払い、指定された期日までに、学生証を呈示したうえ、次の書類を法科大学院事務室に提出して、追試験受験許可を得る必要があります。

(a) 追試験受験願(備付けの書式による)

(b) 疾病によるときは医師の診断書、その他の理由によるときは公的証明書またはこれに代わる文書

追試験の受験を許可された者には、追試験許可通知書を法科大学院事務室で交付しますから、これを持参して、追試験場で呈示したうえ、追試験を受験してください。

3 レポート

授業科目担当教員からレポートの提出を求められたときは、提出方法・書式、提出期日、提出先など、授業科目担当教員の指示に従ってください。これらの指示に従わないレポートは、一切受け付けられません。

なお、法科大学院事務室がレポート提出先として指示されているときは、窓口受付時間内に手書の文書にかぎって、また、締切時刻が指定されているときは、その時刻までにかぎって、受け付けます。休業期間中などは、窓口受付時間が変更されていることがありますから、十分に注意してください。

4 成績

(1) 成績評価の基準

本学法科大学院では、原則として、双方向・多方向の対話式授業を行うことを前提とすることから、期末試験の結果だけでなく、レポート提出状況、質問や発問に対する応答など、授業に対する取組みの姿勢も含めて、総合的かつ厳格な成績評価を行うこととします。

それぞれの授業科目においてどのような基準をもって成績評価するか、その判定要素およびその評価割合は、授業計画に明示してありますので、参照してください。

(2) 成績の表示 — 原則

成績は、2つの方式で表示されます。

(a) 5段階評価

5段階評価は、次のようになります。

S: 特に優秀な成績(90点以上)
A: 優れた成績(80点以上)
B: 一応、その科目の要求を満たす成績(70点以上)
C: 合格と認められる最低の成績(60点以上)
D: 不合格(60点未満)

5段階評価のうち、合格か不合格かは絶対評価で判定されます。合格と認められたときは、おおよその目安ですが、成績上位者から順に、5%をS、25%をA、40%をB、30%をCとします。ただし、それぞれの評価の点数基準を満たした者でなければその評価を受けることはできません(たとえば、上位5%以内に入っても90点以上の点数がなければSの評価にはなりません)。また、合格と認められた履修者の数が10人未満の場合や正当な理由があると認められた場合には右の割合通りの評価がなされないことも

あります。

(b) GPA による評価

GPA(Grade Point Average)とは、5段階評価につき、Sに4、Aに3、Bに2、Cに1、Dに0のように、それぞれ基準値(GP)を割り当てて数値化し、これに各科目の単位数を乗じて得られた数値の総和を履修登録単位数の総和で除したものをいいます。例えば、履修登録をした全科目についてSであれば、GPAは4.0となり、履修登録をした全科目についてDであれば、GPAは0となります。GPAは、学期ごとの成績不良による注意、進級制限(留年)、退学勧告、クラス分け、修了認定などにおける基準となります。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{GP} \times \text{単位数}) \text{の総和}}{\text{履修登録単位数の総和}}$$

(3) 成績表示 — 例外

成績の表示については、次の例外があります。

- (a) 法実務研修(エクスターンシップ)短期および法実務研修(エクスターンシップ)長期については、5段階評価はいたしません。60点をもって合格とし、60点未満の場合には不合格とします。従って、これらの科目の成績評価は、GPAには算入されません。
- (b) 単位互換による科目および単位認定された科目については、5段階評価はせず、成績通知書には認定とだけ表示されます。従って、これらの科目の成績評価はGPAに算入されません。

(4) 成績の通知

成績の通知は、以下の区分に従って、成績通知書の郵送などをもって行います。なお、本学法科大学院のWeb ページ、学内情報でも参照することができます。

- (a) 3年次前期末(長期在学コースについては5年次前期末)までの成績については、次学期の始めまでに、成績通知書を郵送して通知しますから、履修登録した科目の可否および5段階評価、累計GPA、学期別GPA、GPA順位を確認して、次学期の履修計画を立ててください。
- (b) 3年次後期末(長期在学コースについては5年次後期末)の成績については、本学法科大学院研究科教授会において修了認定された者には、修了式・学位記授与式において、学位記とともに交付する成績通知書をもって通知します。修了認定された者の名簿は、3月上旬に、掲示板にする掲示をもって公示します。

なお、修了要件を満たさず、修了認定されなかった者については、4月の始めまでに、成績通知書を郵送して通知します。学業の継続を希望する場合は、所定の手続(在学期間延長願および学生証の更新手続)をとってください。また、学業の継続を希望しない場合には、退学の手続をとってください。

(5) 成績評価に対する不服申立て

成績通知書をもって通知された成績について不服がある場合には、教務委員長に対し、成績通知が到達した日の翌日から起算して15日以内に、本学が定める書式をもって不服申立てを行うことができます。ただし、不服申立てを行う学生は原則として、当該科目の担当教員と事前面談を行い、このような成績評価に至った理由は何か、改めるべき点はどこか、今後どのように学修を進めたらよいかなどについて説明を受けなければなりません。担当教員との事前面談を経てもなお、不服申立てを行う意思がある場合に、書面を提出することにより不服申立てを行うことができます。成績評価に対する不服申立て制度の詳細については、30頁に掲載する「成績評価に対する不服申立てに関する内規」を参照してください。

(6) 不合格科目についての個別面談

成績通知書をもって通知された成績のうち、法律基本科目について不合格(D評価)となった科目について、不合格の理由について説明する機会を設けるという趣旨から、当該科目の担当教員が個別面談を行い、答案のどの部分が問題であったのか等を説明するとともに、今後の勉強方法等のアドバイスも併せて行います。不

合格となった科目のある学生は、新学期開始後1ヶ月の間に、当該科目の担当教員(担当教員と連絡が取れない場合は事務)に申し出るようにして下さい。なお、個別面談を受けなかった場合は、当該科目を再履修することができませんのでご注意下さい。

V 長期在学コースについての特例

1 長期在学コースの趣旨

本学法科大学院では、在職のまま就学する社会人学生のより柔軟な学修の便宜を図り、多様な勤務形態に対応できるよう、長期在学コースを設けています。この趣旨から、長期在学コースの制度を選択することができるのは、入学時に在職している社会人学生にかぎられます。

2 修了要件

長期在学コース学生の修了要件は、標準修業年限3年のコースと同じです。すなわち、93単位以上を修得し、かつ、累計GPA1.8以上であること、です。修得単位数については、必修または選択必修の別に、科目群ごとの要件単位数を満たしていなければならないことも同じです。

3 在学期間

長期在学コース学生の標準修業年限は5年、最長在学年限は6年です。従って、長期在学コースを選択した学生が、修了要件を満たすに至った時でも、在学期間5年未満で修了することは認められません。ただし、修了年限前修了制度を利用することによって、標準修業年限である5年を待たずに4年又は3年で修了することができます。

なお、長期在学コース学生の休学は、1年を超えない期間で、することができます。

4 長期在学コースの登録手続

長期在学コースを選択した学生が、以後、標準修業年限3年のコースに変更することはできません。このことに十分注意して、長期在学コースを選択することを希望する者は、出願時に、長期在学コースの趣旨などについて十分な説明を受け、了解したうえで、長期在学コースを選択する旨の登録をしてください。

なお、出願時に、長期在学コースを選択しなかった標準修業年限3年のコースの学生が、途中から、長期在学コースに変更することもできません。

5 長期在学コース学生の履修方法

長期在学コース学生は、標準修業年限3年のコースの学生とは別のカリキュラム(教育課程学年進行表)に従って履修するのが原則です。ただし、長期在学コースの趣旨に照らして、段階的学修に配慮しつつ、状況に応じて柔軟に履修することも妨げられないこととします。

長期在学コースの学生が1年間に履修登録できる単位数の上限は、標準修業年限3年コースの学生のそれに準じます。

なお、長期在学コース学生については、成績不良に対する注意および進級制限の適用はありません。

6 修了年限前修了制度

以下の要件を満たす場合には、標準修業年限5年を待たずに4年又は3年で修了することができます。

- (1) 修了希望年度の前年度12月末までに、担当教員と面談のうえ、所定の書式をもって、修業年限前修了を希望する旨の申出をして下さい。
- (2) 修了希望年度の前年度の最終教授会において、その議を経て、修業年限前修了の申出につき許可します。
- (3) 許可するかどうかの判定にあたっては、以下を考慮します。
 - ア 1年次終了時における成績(進級条件を満たしていること)
 - イ 修了希望年度の前年度末における成績
 - ウ 修了希望年度に修了できる見込み
 - エ 修業年限前修了を希望する事情
 - オ 担当教員の所見
- (4) 教授会において修業年限前修了の申出が許可されたときは、当該学生は、修了希望年度において、授業料の精算をしなければなりません。4年次修了を希望するときは、長期在学コース授業料の額の1年分を、3年次修了を希望するときは、同じく2年分をもってそれぞれ精算すべき額とします。
- (5) 修業年限前修了を希望した長期在学コース学生の修了要件は、93単位以上を修得し、かつ、累計GPA1.8以上であることとします。

VI 学籍

1 学籍・学籍番号

(1) 学籍

本学法科大学院での標準修業年限は3年です。修了のために在学できる年数は、5年が限度です。

ただし、長期在学コースの学生は、標準修業年限が5年、修了のために在籍できる年数(最長在学年限)は6年となります。

(2) 学籍番号

本学法科大学院の学生の学籍番号は、LS〇〇□△△のようになります。

LS:法科大学院(Law School)の学生であることを示します。

〇〇:入学年度(西暦)の下2桁を示します。

□:学生種別を示します。Fは一般学生、Qは社会人学生、Pは長期在学コースの学生です。

△△:学生種別にかかわらず、01から五十音順で付した連番を示します。

2 学生証

学生証は、本学法科大学院に学籍を有する学生であることを証明するものです。従って、常に携帯し、本学の大学図書館(大学情報センター)や図書自習室などを利用するにあたって、または、期末試験などを受験するにあたって、求められたときは、学生証を呈示しなければなりません。

(1) 学生証の有効期限

学生証の有効期限は、3年間です。長期在学コースは5年間となります。

ただし、標準修業年限を超えて在学する場合は、有効期限は1年間となります。学生証の更新手続をとって、新たな学生証の交付を受けてください。

(2) 学生証の返還

以下の場合は、学生証を法科大学院事務室に返還しなければなりません。

(a) 学生証を更新する場合

(b) 修了、除籍、退学などにより、学生の身分を失った場合

(3) 学生証の再交付

学生証を盗難その他の理由で紛失し、または、著しく汚損した場合は、直ちに学生証の再交付を受けてください。

(a) 学生証を紛失した場合は、再交付料1,000円を支払い、所定のサイズの写真2枚を添えて、学生証再交付願(備付けの書式による)を提出してください。

(b) 学生証を汚損した場合は、再交付料1,000円を支払い、所定のサイズの写真2枚と、汚損した学生証を添えて、学生証再交付願(備付けの書式による)を提出してください。

3 休学

疾病その他やむを得ない事情により、2か月以上継続して修学することができないときは、休学することができます。

(1) 休学の手続

休学を希望するときは、その理由を付した休学願(備付けの書式による)を法科大学院事務室に提出し、法科大学院研究科教授会の議を経て、休学の許可を得なければなりません。なお、疾病を理由とするときは、医

師による診断書が必要となります。

(2) 休学者の学費

休学期間中の学費は、本学法科大学院の許可を受けて、減額されることがあります。

(3) 休学期間

休学期間は、休学の許可を受けた日から、その学期末までとなります。その期間内に、休学の理由が消滅しないときは、再休学の手続(休学の手続に準じる)をとって許可を得て、引き続き休学するか、そうでなければ、退学届を提出してもらうことになります。

休学期間は、通算して2年(長期在学コースの場合は1年)を超えることができません。

休学期間は、在学期間に算入されません。従って、修了認定を受けるには、休学期間を除いて、3年以上の在学期間が必要となります。

4 復学

休学期間が満了したときは、復学することができます。

(1) 復学の手続

復学を希望するときは、その理由を付した復学願(備付けの書式による)を法科大学院事務室に提出し、法科大学院研究科教授会の議を経て、復学の許可を得てください。

(2) 復学の時期

復学の時期は、学期の始めとします。

(3) 復学者の履修方法

復学後の履修方法などについては、履修指導を通じて、対応します。

5 退学および除籍(退学処分を除く)

(1) 退学の手続

疾病その他やむを得ない事情により退学するときは、退学願(備付けの書式による)に、学生証を添えて、提出してください。

(2) 除籍

次に該当する者は、除籍されます。

(a) 督促を受けた滞納学費を指定された期日までに完納しなかった者は、指定された期日の翌日付けで除籍されます。

(b) 在籍できる年限を超えた者は、在学できる学期の末日付けで除籍されます。

(3) 除籍の取消

前項(2)の(a)の理由で除籍された者が、学業の継続を希望するときは、除籍された日から2週間以内に、滞納学費を全納したうえで、除籍取消願(備付けの書式による)を法科大学院事務室に提出してください。法科大学院研究科教授会の議を経て、除籍が取消された者は、引き続き修学することができます。

Ⅶ 証明書

1 学割証・通学証明書の発行

次の証明書が必要なときは、申請用紙(備付けの書式による)に記入のうえ、学生証を呈示して、学生課まで、申し込んでください。

(a) 学割証

JR線の場合、片道100kmを超えた旅行などで割引を受けることができます。年間10枚を限度として、1回に2枚まで発行します。ただし、夏、冬、春などの長期休業前は、必要に応じて、4枚まで発行します。

(b) 通学証明書

バス定期券を購入する場合に、必要となることがあります。

2 変更届

次の事項に変更があったときは、直ちに法科大学院事務室に変更届・訂正届(備付けの書式による)を提出してください。

(a) 本人の氏名や現住所など

(b) 学費負担者の氏名、現住所、振込用紙送付先など

3 各種証明書の発行

次の各種証明書が必要なときは、申請用紙(備付けの書式による)に記入のうえ、所定の手数料を添えて、法科大学院事務室まで、申し込んでください。交付は、原則として、申請してから2日後となりますので、注意してください。

(a) 在学証明書

(b) 成績証明書

(c) 修了見込証明書

(d) 修了証明書

VIII 奨学制度・提携教育ローン

1 奨学制度

経済的理由により修学が困難な学生のため、次のような奨学金制度があります。

それぞれの応募資格や条件、手続などについては、掲示板にする掲示などをもって通知しますから、注意してください。

- (1) 桐蔭学園の特別奨学金・一般奨学金
- (2) 日本学生支援機構(旧日本育英会)の奨学金
- (3) 地方団体・民間育英団体の奨学金
- (4) その他、国民生活金融公庫の「国の教育ローン」など

2 提携教育ローン

本学法科大学院では、金融機関と提携して、授業料を対象とする教育ローン制度を用意しています。応募資格や条件、応募手続、融資条件など、詳細は別紙【教育ローンのご案内】を参照してください。

Ⅸ 職域拡大に向けた“コンプライアンスのパイオニア養成”プログラム

1 はじめにーハイブリッド法曹の養成からコンプライアンスのパイオニア養成へー

本学法科大学院では、「ハイブリッド法曹の養成」を目標に掲げたアウトカム基盤型教育を実践していますが、そのコア・コンセプトの一つである「コンプライアンス教育」は、コンプライアンスの第一線で活躍する修了生を多数輩出するなどの大きな成果をあげています。

そうした実績を踏まえて、さまざまな分野におけるコンプライアンス体制確立のためのパイオニアとしての付加価値をハイブリッド法曹に与えることを新たな目標として、これまで蓄積されてきた教育ノウハウを最大限活用する取組を実践することになりました。

なお、この取組は、文部科学省の「平成 28 年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、新たな職域への就職支援の「優れた取組」として評価されています。

2 プログラムの概要

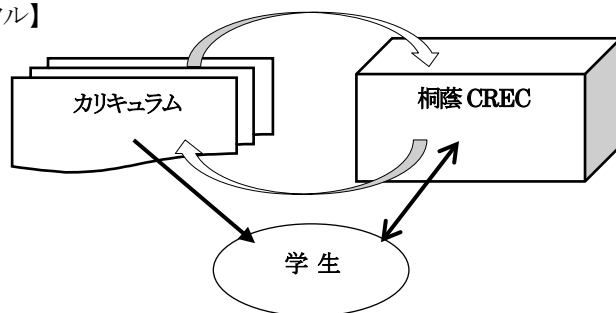
本プログラムは、以下の二本柱によって構成されています。

一つは、開講科目のうち、コンプライアンス関連科目群をパッケージングして独自の“コンプライアンスのパイオニア養成”カリキュラムを提供することです。これにより、法律基本科目や実務基礎科目の学修にも新たな彩りが添えられ、高いモチベーションが得られることも期待されます。

いま一つは、「桐蔭コンプライアンス・リサーチ教育センター(Compliance Research Education Center[以下、桐蔭 CREC という])」(センター長・久保利英明教授)の活動への参加の途を学生に開いたうえで、有志の学生と教員が協働して、最先端の研究活動や社会への情報発信を行います。そして、その研究成果を上記カリキュラムに反映させて、法科大学院教育にフィードバックすることで、コンプライアンス領域における研究と教育のポジティブ・サイクルを構築することを目指します。

桐蔭 CREC の具体的活動は、その都度、告知されますが、学生のみなさんに企画案を募集するなどして、双方向的な参加型の運営を特徴としています。

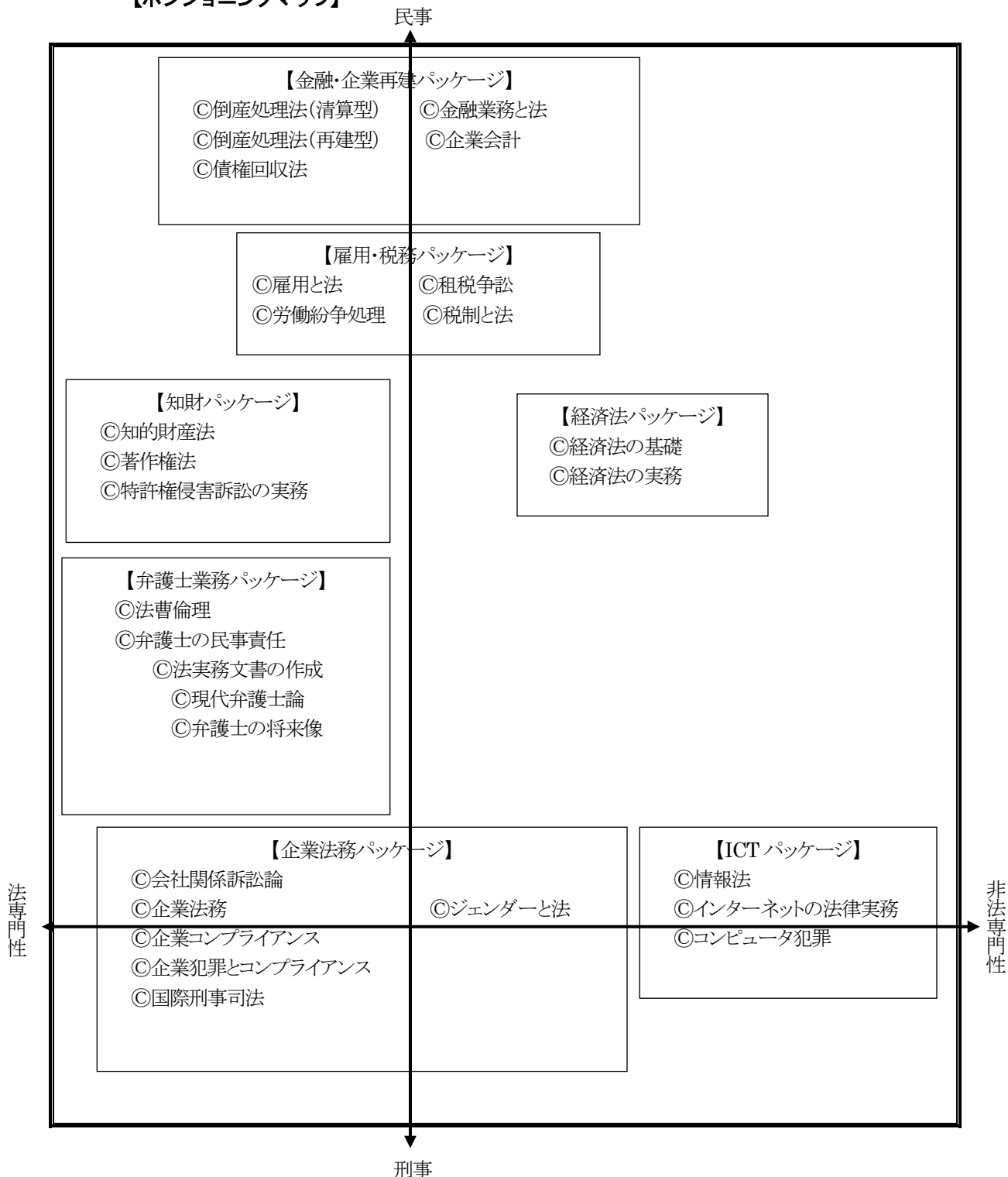
【ポジティブ・サイクル】



3 “コンプライアンスのパイオニア養成”カリキュラム

(1)コンプライアンス関連科目群(パッケージング科目)

【ポジショニングマップ】

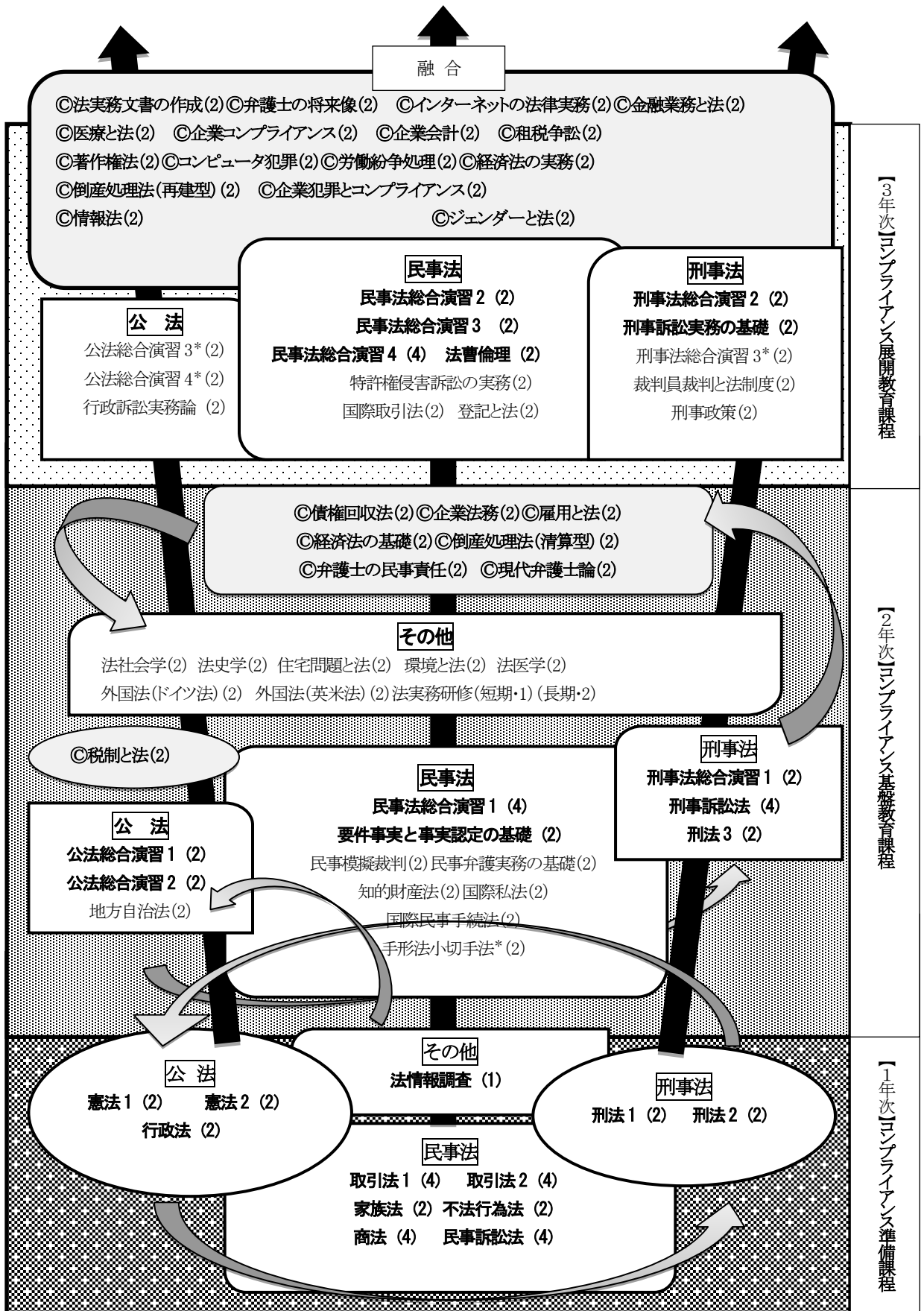


(注)すべて選択必修、2単位

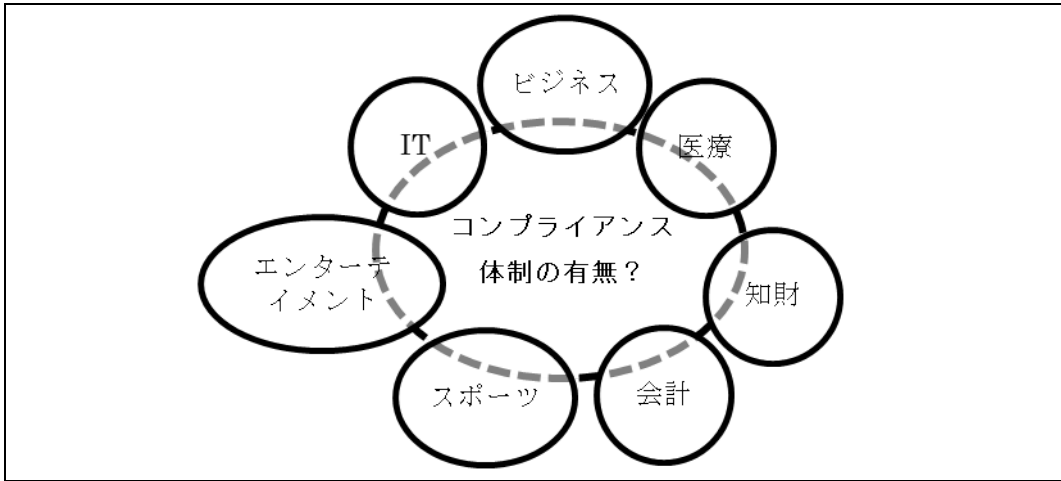
【分野別パッケージング科目—他の科目群との関係—】

分野	法律基本科目群	実務基礎科目群	コンプライアンス関連科目群 (パッケージング科目)
公法	憲法1 憲法2 行政法 公法総合演習1 公法総合演習2 公法総合演習3 公法総合演習4 地方自治法		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">【雇用・税務】</p> <p>◎雇用と法 ◎租税争訟 ◎労働紛争処理 ◎税制と法</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">【経済法】</p> <p>◎経済法の基礎 ◎経済法の実務</p> </div>
刑事	刑法1 刑法2 刑法3 刑事訴訟法 刑事法総合演習1 刑事法総合演習2 刑事法総合演習3	刑事訴訟実務の基礎	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">【企業法務】</p> <p>◎国際刑事司法 ◎企業犯罪とコンプライアンス ◎ジェンダーと法 ◎会社関係訴訟論 ◎企業法務 ◎企業コンプライアンス</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">【ICT】</p> <p>◎コンピュータ犯罪 ◎情報法 ◎インターネット の法律実務</p> </div>
民事	取引法1 取引法2 家族法 不法行為法 商法 手形法小切手法 民事訴訟法 民事法総合演習1 民事法総合演習2 民事法総合演習3 民事法総合演習4	要件事実と事実認定の基礎 民事模擬裁判 民事弁護実務の基礎 法実務研修(短期) 法実務研修(長期)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">【金融・企業再建】</p> <p>◎倒産処理法(清算型) ◎倒産処理法(再建型) ◎債権回収法 ◎金融業務と法 ◎企業会計</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">【知財】</p> <p>◎知的財産法 ◎著作権法 ◎特許権侵害訴訟の実務</p> </div>
その他	<p>【基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群】</p> <p>法情報調査 法社会学 法史学 外国法(ドイツ法) 外国法(英米法) 裁判員裁判と法制度 登記と法 行政訴訟実務論 刑事政策 など</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">【弁護士業務】</p> <p>◎法曹倫理 ◎弁護士の民事責任 ◎法実務文書の作成 ◎現代弁護士論 ◎弁護士の将来像</p> </div>

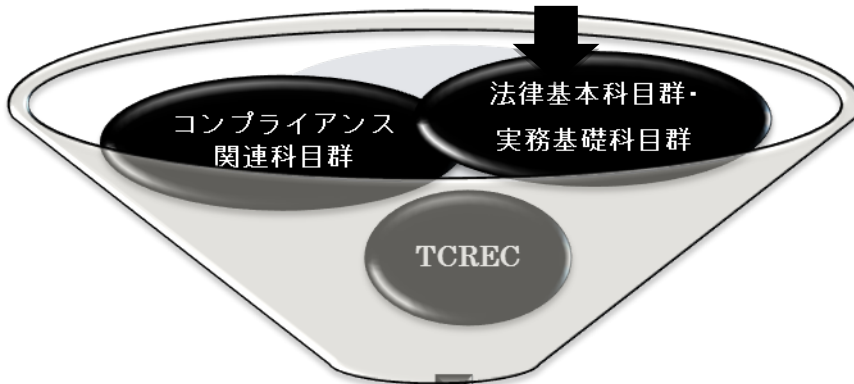
(2)コンプライアンス教育課程(準備、基盤教育、展開教育)



4 学修成果(アウトカム)としてのコンプライアンスのパイオニア

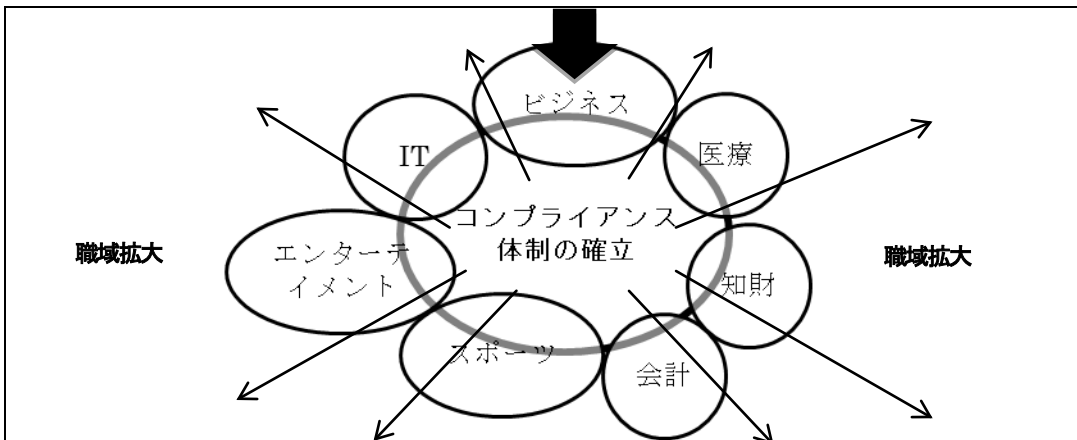


さまざまな専門分野においてコンプライアンスの問題意識を抱える学生



《ハイブリッド法曹》

コンプライアンスのパイオニア



- ・各分野におけるコンプライアンス体制の確立に寄与する人材
- ・社会全体における法の支配の浸透や司法アクセスの拡充に貢献する人材